

令和 7 年 2 月 1 8 日
住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）付

建築G X・D X推進事業の代表事業者等の登録を開始します ～建築プロジェクトにおけるB I M活用及びL C Aの実施を一体的・総合的に支援します～

本日2月18日（火）より、建築G X・D X推進事業の代表事業者等（※）の登録を開始します。

本事業では、一定の要件を満たす建築物を整備するプロジェクトにおいて、複数の事業者が連携して建築B I Mデータの作成等を行う場合または建築物のL C A算定を行う場合に、その設計費及び建設工事費またはL C A算定に係る費用に対して国が民間事業者等に補助を行うものです。

本事業を活用するには、代表事業者等の登録が必要であり、代表事業者等の登録日以降の経費が補助対象となります。

（※）代表事業者等：B I M活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、L C A実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。
（L C A算定のみを行う場合も、事業者登録が必要です。）

記

1. 建築G X・D X推進事業の概要（事業の詳細は別添チラシを参照）

<B I M活用型>

① 補助の要件

- ・元請事業者等は、下請事業者等による建築B I Mの導入を支援すること
- ・元請事業者等及び下請事業者等は、B I M活用事業者として登録し、補助事業完了後3年間、B I M活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「B I M活用推進計画」を策定すること 等

② 補助対象者

- ・設計又は施工を行う者（代表事業者及び協力事業者）

③ 補助対象経費

- ・B I Mソフトウェア、周辺機器、C D E環境（設計・施工情報を共有するためのクラウド等）の利用料等
- ・B I Mコーディネーター等の人件費
- ・B I M講習の実施費用 等

※ L C Aを合わせて行う場合は、以下の補助要件及び補助対象経費も加わります。

<L C A実施型>

① 補助の要件

- ・L C A算定を行いその結果を報告すること
- ・国土交通省等による調査に協力すること 等

② 補助対象者

- ・発注者又は設計若しくは施工を行う者

③ 補助対象経費

- ・L C A算定に係る費用（人件費） 等

2. 代表事業者等の登録

① 期間

・令和7年2月18日（火）開始

② 登録方法

・建築GX・DX推進事業実施支援室のホームページ (<https://gx-dx.jp/>) から応募様式をダウンロードし、電子申請により登録を行ってください。

3. 交付申請

① 期間

・令和7年2月27日（木）開始

② 申請方法

・建築GX・DX推進事業実施支援室のホームページ (<https://gx-dx.jp/>) から応募様式をダウンロードし、電子申請により登録を行ってください。

※令和7年度当初予算分の交付申請については令和7年4月1日に開始予定です。

以上

【問い合わせ先】

住宅局建築指導課、参事官（建築企画担当）付

TEL：代表 03-5253-8111



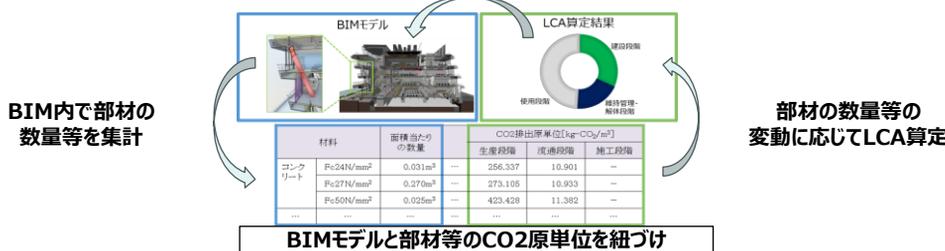
建築プロジェクトにおけるBIM活用及び LCAの実施を一体的・総合的に 支援します

令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算※において
～「建築GX・DX推進事業」を実施します～

※令和6年度補正予算5億、令和7年度当初予算案6.5億

**BIM活用プロジェクトや、
LCA実施プロジェクトが支援対象になります！**

＜BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ＞
設計内容の見直し



建築GX・DX推進事業 3つのポイント

- 1** 来年度末(R7年度末)までの設計・施工BIMモデルの作成、LCA算定に要する費用について幅広く補助します
- 2** BIMモデルの作成のみを行う場合やLCA算定のみを行う場合も補助の対象です
- 3** BIMモデルの作成については、協力事業者(下請事業者等)だけでなく、元請事業者等も補助の対象です

まずは、代表事業者等※の登録をお願いします

(その後のプロジェクト等の変更は可能です)

※BIM活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、LCA実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。(LCA算定のみを行う場合も、事業者登録が必要です。)

詳細は裏面をご覧ください

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減と 建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進

○対象となる費用

項目	含まれる経費
BIM導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	<ul style="list-style-type: none"> ・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費用	<ul style="list-style-type: none"> ・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費
LCA算定に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・LCA算定に要する人件費 ・LCA算定に必要なCO2原単位の策定に要する人件費 ・CO2原単位策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用 等

一定のBIMモデル作成に関する費用も新たに補助対象としています

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。

※設計調査費及び建設工事費に対しBIM活用による掛かり増し費用の1/2（延べ面積に応じて補助限度額を設定）、及びLCAの算定に要する費用について上限額以内で定額で補助します。

※元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告してください。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

○事業に対するQ&A

- 代表事業者等の登録は、BIM活用とLCA実施でそれぞれ別に実施する必要がありますか？
⇒ それぞれ別に実施する必要はありません。代表事業者等の登録は、一度にまとめて行っていただけます。
- 令和5年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？
⇒ 対象になります。ただし、令和7年度当初予算に係る当該プロジェクトの申請の開始時期は、夏頃を予定しています。
- 令和7年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？
⇒ 必要な要件を満たした上で、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば問題ありません。
- 既にBIMを活用している事業者はダメですか？
⇒ 既にBIMを活用している事業者であっても、BIMの定着等を図る観点から、BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、導入初期のBIMモデル作成費用等が補助対象となります。

○スケジュール ※今後変更の可能性があります

代表事業者等登録 令和7年2月18日 開始
※令和6年度中に登録の手続きを行った場合、令和7年度に、改めて登録手続き行っていただく必要はありません。

交付申請 令和7年2月27日 開始
※令和7年度当初分については令和7年4月1日 開始予定です。

完了実績報告 令和7年7月～令和8年2月末予定
※完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります。

お問合せ先

建築GX・DX推進事業実施支援室
03-6803-6766

詳細情報

<https://gx-dx.jp/>

